

○新宿区保健所審査基準【旅館業】

平成6年8月1日	6新健衛環一第164号
改正 平成27年4月28日	27新健衛環一第48号
改正 平成28年4月1日	27新健衛環二第549号
改正 平成29年11月27日	29新健衛環二第313号

【全営業種別共通事項】

項目	審査基準	根拠						
人的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条第2項の各号の一に該当するときは、許可しない。 1. この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 2. 法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者 3. 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの 	法3-2 法3-2-1 法3-2-2 法3-2-3						
教育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条第3項第1号から第3号の敷地の周囲おおむね100mの区域内において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは許可しない。 ・審査は後述「旅館業法第3条第3項の取扱いについて」(*)に従う。 ・法第3条第3項各号に定める施設は以下のとおり。 1. 法第3条第3項第1号：学校教育法第1条に規定する学校(大学は除く)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> ① 幼稚園、② 小学校、③ 中学校、④ 高等学校、⑤ 中等教育学校、⑥ 特別支援学校、⑦ 高等専門学校、⑧ 幼保連携型認定こども園 2. 法第3条第3項第2号：児童福祉法第7条に規定する施設 <ul style="list-style-type: none"> ① 助産施設、② 乳児院、③ 母子生活支援施設、④ 保育所、⑤ 児童厚生施設、⑥ 児童養護施設、⑦ 障害児入所施設、⑧ 児童発達支援センター、⑨ 情緒障害児短期治療施設、⑩ 児童自立支援施設、⑪ 児童家庭支援センター 3. 法第3条第3項第3号：条例で定める社会教育法関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校 ② 図書館法第2条第1項に規定する図書館 ③ 博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの 	法3-3 17区通知 法3-3-1 法3-3-2 45厚通知 法3-3-3 条3-1						
善良風俗	<ul style="list-style-type: none"> ・善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し又は備え付けないこと。 ・善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。 ・施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することができないよう意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。 ・玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができないような囲いを設けたり、また相対する宿泊者等に直接面接できないような構造等の措置を講じてはならないこと。 ・施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、がん具その他これに類するものを備えつけなければならないこと。 ・浴室の内部が当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならないこと。 ・施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金その他の表示を示す広告物を備え付けてはならない。 ・善良風俗の保持のため、振動寝台、回転寝台等人の性的好奇心をそそる特殊な構造の寝具及び壁、天井等に就寝する姿を映す大型の鏡、その他人の性的好奇心をそそる物品を備え付けないことが望ましいこと。 	令3-1-1 令3-1-2 59厚通知 59厚通知 59厚通知 59厚通知 59厚通知 59厚通知 12厚通知						
面積算定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">方式</td> <td>・客室の面積算定は、内法によって行うこと。</td> <td style="width: 10%;">27区通知</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>・旅館業法施行令に規定する許可基準としての床面積は、宿泊者が利用し得る面積であつて、これには押入れ床の間等は含まれないが、客室に付随する浴室、便所、板の間は含まれるものであること。</td> <td>区規則15 32厚通知</td> </tr> </table>	方式	・客室の面積算定は、内法によって行うこと。	27区通知	床面積	・旅館業法施行令に規定する許可基準としての床面積は、宿泊者が利用し得る面積であつて、これには押入れ床の間等は含まれないが、客室に付随する浴室、便所、板の間は含まれるものであること。	区規則15 32厚通知	
方式	・客室の面積算定は、内法によって行うこと。	27区通知						
床面積	・旅館業法施行令に規定する許可基準としての床面積は、宿泊者が利用し得る面積であつて、これには押入れ床の間等は含まれないが、客室に付随する浴室、便所、板の間は含まれるものであること。	区規則15 32厚通知						

	有効面積	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法施行条例に規定する有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定する。 ・有効面積に含む面積…寝室その他の宿泊者の睡眠休憩等の用に供する面積、作り付けの家具であっても机など宿泊者が立入り使用できる部分の面積 ・有効面積から除く面積…作り付けの家具であって宿泊者が立入り使用できない部分の面積、通路と判断される部分の面積 	区規則11 27区通知																		
客室一般	ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・客室にガス設備を設ける場合は、宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書きを提示しておくこと。 ・ガス設備は、腐食しにくい適当な材料で作られ、かつ、有害であるガスを漏出しないよう、専用の元栓があり、その接続部は容易に取り外しができない構造であること。 	条5-1-7-ア 12厚通知																		
	構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル営業の定義である洋式の構造及び設備を主とする施設とは、50%以上の客室が洋式の構造設備(客室内の調度、寝具設備及び宿泊の態様が洋風である)であり、さらに客室以外のロビー、フロント、ダイニングルーム、調理場、適当事数の洋式浴室又はシャワー室等が設置されていること。 ・単に洋式の寝具設備のみが備えられている場合(ホテル営業としての附帯設備のないものは、ホテル営業以外の種別とすること。 	27区通知 32厚通知																		
適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。			令1-1-5																		
換気・採光・照明・防湿	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・客室内の空気中の炭酸ガスの濃度を0.15%以下とすることができる自然換気口又は機械換気設備を設けること。 	条5-1-1-ウ																		
	採光	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠、休憩等の用に供する部屋は窓からの採光が十分に得られる構造であること。自然採光が可能な窓その他開口部を設けること。 ・採光が十分に得られる構造とは、窓面積が客室有効面積の1/10以上をいう。 	条8-1-4-イ 区規則16																		
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・客室、応接室及び食堂 40ルクス以上の照度を有するようにすること。 ・調理場及び配膳室 50ルクス以上の照度を有するようにすること。 ・廊下及び階段 常時20ルクス以上(午後11時から翌日の午前6時までにおいては、10ルクス以上の照度を有するようにすること。) ・浴室、脱衣室、洗面所及び便所等 20ルクス以上の照度を有するようにすること。 ・上記の照度は、施設内の各場所の床面において確保されていること。 	条5-1-2-ア 条5-1-2-イ 条5-1-2-ウ 条5-1-2-エ 27区通知																		
	防湿	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のない構造であること。 ・客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にできる構造であること。 	条5-1-3-ア 条5-1-3-イ																		
寝具格納設備		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者を宿泊するために十分な数量の寝具類を有すること。 ・寝具類の数量に応じた十分な広さを有する格納設備を設置すること。 ・和室の場合は、押入れ等の収納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難い場合は従事者の利用しやすい位置に寝具類の数量に応じた十分な広さを有する格納設備を設置すること。 	条8-1-5 条8-1-6 27区通知																		
洗面設備		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の需要を満たすことのできる適当な規模の洗面設備を有すること。 ・洗面設備を付設していない客室を有する場合に設置する共同洗面所の給水栓の数は、施設全体の洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人(5人に満たない端数は、5人とする。)につき1個の割合で算定した数とし、合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人(10人に満たない端数は、10人とする)を増すごとに1を6に加算した数とする。 ・共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とすること。洗面設備を付設していない客室を有する各階に設置することが望ましい。 	令1-1-7 条8-1-10 区規則18 27区通知 27区通知																		
便所		<ul style="list-style-type: none"> ・各階に設置し、防虫・防臭設備及び手洗設備を有すること。 ・便所を付設していない客室を有する階には、男子用及び女子用を区別した共同便所を設けること。 ・共同便所には、下表に定める宿泊定員(施設全体の便所を付設していない客室の合計宿泊定員)に応じた数以上の便器を設置すること。男子用便所と女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。 <table border="1"> <tr> <td>定員</td><td>1～5</td><td>6～10</td><td>11～15</td><td>16～20</td><td>21～25</td><td>26～30</td><td>31～</td><td>300超</td></tr> <tr> <td>便器数</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>10人に1加算</td><td>20人に1加算</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・定員5人以下に設置される便器数は、男子用、女子用各1個以上となる。 ・男子用便所に設置される便器は、大小を兼ねた和式又は洋式便器でも支障ない。 	定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～	300超	便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算	20人に1加算	条8-1-9-ア 条8-1-9-イ 区規則17-1-1 27区通知 区規則17-1-2 区規則17-1-3
定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～	300超													
便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算	20人に1加算													

	<ul style="list-style-type: none"> (計算例：合計定員が83人の場合) $83 = 30 + 53 \quad \therefore 53 \rightarrow 60$である。 従って便器数は、 $7(30人に対する便器数) + 60 / 10 = 7 + 6 = 13 \quad \therefore 13$個 (計算例：合計定員が563人の場合) $563 = 30 + 270 + 263 \quad \therefore 263 \rightarrow 280$である。 従って便器数は、 $7(30人に対する便器数) + 270 / 10 + 280 / 20 = 48 \quad \therefore 48$個 	27区通知
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> 浴室の構造設備、維持管理については、旅館業法令で定める規則を適用するほか、「新宿区公衆浴場法施行条例」第2条第2項第2号に規定する「その他の公衆浴場」の構造設備基準、維持管理基準に準ずるものとすること。 浴室の内部が、当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならない。 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるとときは、次の構造設備の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) ろ過器は、十分な性能を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 (2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 (3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯及びシャワー等に再利用しない構造であること。 (4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 (5) 入浴者が浴槽水を誤飲し、及び浴槽水の飛沫を吸引すること等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 (6) 循環水の取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 	27区通知 59厚通知 条8-1-7-ア 条8-1-7-イ 条8-1-7-ウ 条8-1-7-エ (ア) (イ) (オ) (カ)
掲 示	<ul style="list-style-type: none"> 客室の入り口には、部屋番号又は室名を表示しておくこと。 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けておくこと。 玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けておくこと。 	条7-1-1 条7-1-2 条7-1-3
営業従事者 名簿	<ul style="list-style-type: none"> 営業施設には、営業従事者名簿を備え付けておくこと。 営業従事者名簿の記載項目は、①氏名②生年月日③住所④従事職種⑤就業年月日とする。 	条7-1-4 区規則14
宿泊者名簿	<ul style="list-style-type: none"> 営業者は、宿泊者名簿を備え載事項を記載し宿泊者は当該事項を告げなければならない。 宿泊者名簿の記載事項は、①氏名 ②住所 ③職業 ④宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号 ⑤性別 ⑥年齢 ⑦前泊地 ⑧行先地 ⑨到着日時 ⑩出発日時 ⑪室名 とする。 	法6-1・2 規則4の2 区規則10

平成18年1月17日

17新健衛環第432号

新宿区健康部長

旅館業法第3条第3項の取扱いについて

旅館業法第3条第3項に基づく取扱いについては、以下の事項を十分に調査し、申請に対する処分にあたって、厳格な審査にあたること。

(1) 申請者の下記4団体への加盟の有無を調査すること。

- ① 社団法人 日本ホテル協会
- ② 社団法人 国際観光旅館連盟
- ③ 社団法人 日本観光旅館連盟
- ④ 社団法人 全日本シティホテル連盟

これらの団体は、いずれも我が国において旅館業を営む者の団体として確固たる実績が現にあり、またその加盟には厳しい条件が付されている。よって、当該団体に加盟している者の経営であれば、旅館業法第3条第3項に該当せず、同法第1条に掲げる「目的」に合致すると判断される。

(2) 関係行政機関に対して照会を行い、申請者が旅館業法第3条第2項に規定する者に該当するか否かについての確認をすること。

当該事項の確認については、本人の申告書によっているが、同法第3条第3項に該当する場合にあっては、当該本人申告書に加え、昭和32年8月29日付け衛環第56号の技術的助言に基づき警視庁等関係行政機関に対して照会を行うこと。ただし、照会の形式については、申請内容に応じて個別に適切に判断すること。

(3) 旅館業法第3条第3項にあたらない経営であることを明らかにする「疎明書」を提出させること。

「疎明書」は、経営主体、経営目的、運営方針、資金計画等の事実に基づく資料が添付されており、それらにより総合的に判断できる内容であること。

なお、既に旅館業の経営実績がある場合にあっては、当該施設への実地調査及び関係機関への照会等を行いその実態の把握に努めること。

【1. ホテル営業】

項目	審査基準	根拠
定義	・洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	法2-2
客室	室数 ・客室の数は、10室以上であること。 ・洋室の数は全客室数の5割以上であること。	令1-1-1 27区通知
	面積 ・洋室の一客室の床面積は、9m ² 以上であること。	令1-1-2-イ
	区画 ・洋室は、出入り口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。	令1-1-2-ニ
	定員 ・収容定員は、1客室の有効面積3m ² について1人の割合をこえて客を収容してはならない。	条5-1-6-ア
	寝具 ・洋室の寝具は、洋式であること。 ・洋室の寝台は、床面からマットレス上面まで0.4m以上であること。	令1-1-2-ロ 59厚通知
	施錠 ・出入口及び窓は、鍵をかけられる構造であること。 ・扉は、宿泊者が自由に施錠でき、マスターキーで解錠できるものであること。	令1-1-2-ハ 59厚通知
	和室 ・和式の構造設備による客室は、旅館営業の基準に適合すること。	令1-1-3
玄関帳場 又は フロント	・宿泊しようとする者との面接に適し、宿泊者の出入りを見渡せるフロントを設置すること。 ・フロントは営業者と宿泊者及び利用者が必ず応接できる構造とすること。営業者と応接せず客室に自由に入りできる構造となるものは認めない。 ・例示：フロントは事務をとるのに必要な広さとして3m ² 以上とし、応接のための幅1.5m以上、高さ0.6m以上の開口部を設けること。宿泊者名簿記載のためのカウンターは長さ1.8m以上、奥行20cm以上とすること。	令1-1-4 27区通知 27区通知
	ロビー ・宿泊者定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー(広間)を設けること。 ・例示：ロビ一面積=収容定員×0.3775m ² 以上であること。	条8-1-2 12厚通知
	食堂 ・宿泊者定員及び利用形態に応じた十分な広さのダイニング・ルーム(食堂)を設けること。 ・例示：食堂面積=収容定員×0.8m ² 以上であること。ただし施設内に飲食店街がある等の場合は、この面積の1/2以上。	条8-1-2 12厚通知 27区通知

	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊者への食事の提供が可能である場合、ホテル経営者以外のものの経営でも認める。 	
調理場	<ul style="list-style-type: none"> 調理場は下記の基準によること。 壁、板その他適当なものにより、他の部屋等から区画されていること。 宿泊者に食事を供給するのに支障ない広さを有すること。 出入り口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。 十分な性能の換気設備を有すること。 	条8-1-3-ア 条8-1-3-イ 条8-1-3-ナ 条8-1-3-エ
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊者の需要を満たすことのできる適當な数の洋式浴室又はシャワー室を設けること。 	令1-1-6

【2. 旅館営業】

項目	審査基準	根拠
定義	・和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	法2-3
客室	・客室の数は、5室以上であること。	令1-2-1
	・和室の一客室の床面積は、7m ² 以上であること。	令1-2-2
	・和室は、客室と他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板戸等で区画すること。	条9-1-1
	・収容定員は、1客室の有効面積3m ² について1人の割合をこえて客を収容してはならない。	条5-1-6-ア
	・洋室の構造設備による客室は、ホテル営業の基準に適合するものであること。	令1-2-3
玄関帳場 又は フロント	・宿泊しようとする者との面接に適し、宿泊者の出入りを見渡せる玄関帳場又はフロントを設置すること。	令1-2-4
	・フロントは営業者と宿泊者及び利用者が必ず応接できる構造とすること。営業者と応接せず客室に自由に入り出しきれる構造となるものは認めない。	27区通知
	・例示：フロントは事務をとるのに必要な広さとして3m ² 以上とし、応接のための幅1.5m以上、高さ0.6m以上の開口部を設けること。宿泊者名簿記載のためのカウンターは長さ1.8m以上、奥行20cm以上とすること。	27区通知
	・当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	令1-2-6
団体宿泊 旅館	・50人以上の団体を宿泊させる施設については、下記によること。 (1) 客室は、壁、ふすま、板戸その他これらに類する物により、他の客室及び廊下等から区画されること。	条9-1-1
	(2) 調理場を設ける場合には、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有する配ぜん室を付設すること。	条9-1-2
	(3) 配ぜん室には、食器戸棚及び高さ75cm以上の配ぜん台を設けること。	条9-1-3
調理場	調理場を設ける場合にはホテル営業の調理場の基準に適合するものであること。	条9-2 条8-1-3

【3. 簡易宿所営業】

項目	審査基準	根拠
定義	・宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	法2-4
面積	<ul style="list-style-type: none"> 客室の延床面積は、33m²以上であること。 (法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合：客室の延床面積=当該宿泊者の数×3.3m²以上であること) 一客室の床面積は、3m²以上であること。 	令1-3-1 条10-1-2
形態	<ul style="list-style-type: none"> 多数人で共用する構造及び設備とは、面積、寝具設備等から判断して、1客室に2人以上宿泊可能であり、かつ、営業者が、当該客室を多数人で共用させるものとして予定していることが、客観的に認められるものをいう。 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、全ての客室の延床面積の1/2未満とすること。 	27区通知 条10-1-5
定員	・収容定員は、1客室の有効面積1.5m ² について1人の割合をこえて客を収容してはならない。	条5-1-6-イ
区画	・客室と他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板戸等で区画すること。	条10-3 条9-1-1
寝台	<ul style="list-style-type: none"> 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、概ね1m以上であること。 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。 階層式寝台とは、いわゆる汽車式寝台を指すのであって、階層の部分が中二階的に広くて何人も並んで就寝の出来るようなものは認めない。これは、狭い面積に多人数を収容し、衛生上及び危害予防上好ましくないことによる。 	令1-3-2 条10-1-4 27区通知
玄関帳場 又は フロント	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊しようとする者との面接に適し、宿泊者の出入りを見渡せる玄関帳場又はフロントを設置すること。 フロントは営業者と宿泊者及び利用者が必ず応接できる構造とすること。営業者と応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認めない。 例示：フロントは事務をとるのに必要な広さとして3m²以上とし、応接のための幅1.5m以上、高さ0.6m以上の開口部を設けること。宿泊者名簿記載のためのカウンターは長さ1.8m以上、奥行20cm以上とすること。 	条10-3 27区通知 27区通知
下足箱	・宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。	条10-1-1
浴室	・当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模の入浴設備を有すること。	令1-3-4
調理場	・調理場を設ける場合にはホテル営業の調理場の基準に適合するものであること。	条10-2 条8-1-3

【4. 下宿営業】

項目	審査基準		根拠
定義	・施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。		法2-5
客室	区画	・客室と他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板戸等で区画すること。	条11-3 条9-1-1
	面積	・1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9m ² 以上であること。	条11-1-1
	定員	・収容定員は、1客室の有効面積3m ² について1人の割合をこえて客を収容してはならない。	条5-1-6-7
	格納	・各客室には押入れを設けること。	条11-1-2
浴室	・当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。		令1-4-2
調理場	調理場を設ける場合にはホテル営業の基準に適合するものであること。		条11-2 条8-1-3

【凡例】

法：旅館業法(昭和23年法律第138号)

令：旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)

規則：旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)

条：新宿区旅館業法施行条例(平成24年新宿区条例第24号)

区規則：新宿区旅館業法施行条例施行規則(平成24年新宿区規則第35号)

32厚通知：「旅館業法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和32年発衛第649号)

45厚通知：「旅館業法の一部を改正する法律の施行について」(昭和45年環衛第83号)

59厚通知：「旅館業における善良風俗の保持について」(昭和59年衛指第23号)

12厚通知：「公衆浴場における衛生等管理要領について」(平成12年生衛発第1811号)

17区通知：「旅館業法第3条第3項の取扱について」(平成18年17新健衛環第432号)

27区通知：「新宿区旅館業法施行条例等の運用について」

(平成27年27新健衛環二第548号)